



住宅用火災警報器は日本消防検定協会のNSマークが付いているものを選んでください

# あなたの家にも必要です 住宅用火災警報器

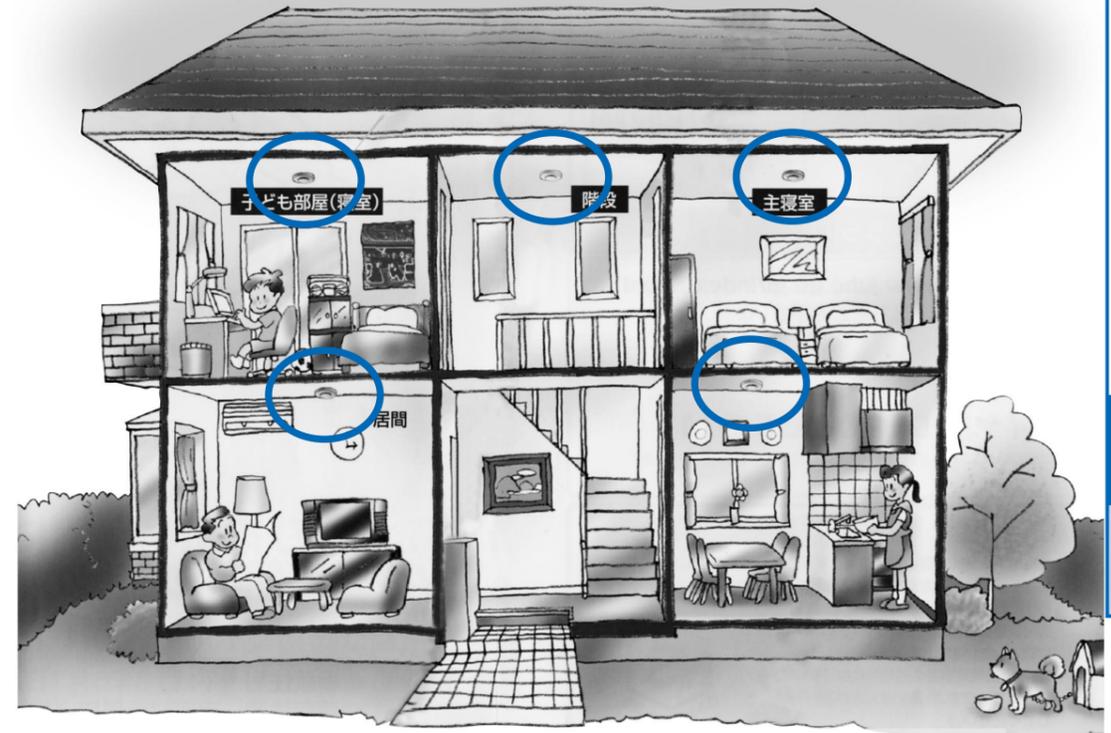
北秋田市消防本部  
からのお知らせ

119

火災・救急・救助

お問い合わせ

☎62-1119



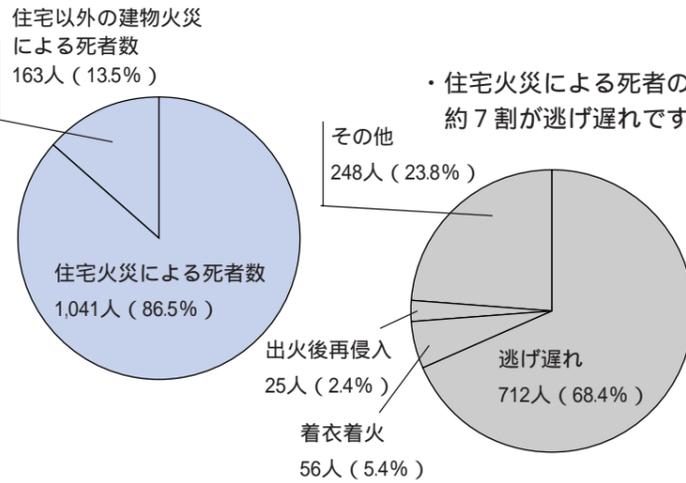
## 悪質業者に注意

一般住宅には消火器の設置義務がないにもかかわらず、悪質な訪問販売が発生しています。

設置義務のある住宅用火災警報器では、義務のあることを理由にさらに悪質商法が多発すると予想され、厳重な注意が必要です。消防署の職員または消防団員が販売または販売を業者に委託することはありません。販売員が「消防署の方から来ました」と言う言葉を使うときがありますが、これは消防署から来たのではなく消防署の方向から来たという意味です、間違わないでください。消防署では一切、販売も斡旋もしません。

## 平成16年度消防白書

・住宅火災による死者数は、建物火災による死者数の約9割を占めています



住宅（共同住宅を含む）に住宅用火災警報器の設置が法令により義務付けられました。これは、建物火災の死者数の9割は住宅火災、そのうち7割が「逃げ遅れ」によるもので、火災の早期発見が重要であること、また、今後迎える高齢化社会とともに住宅火災による死者数の増加が懸念されていることから、平成16年6月に消防法の一部が改正され、これに基づき北秋田市火災予防条例が改正され、住宅用火災警報器の設置が義務付けられたものです。法律では、全ての住宅に設置を義務付けているので、新築の住宅はもとより、今現在建っている（既存）住宅にも設置する必要があります。また住宅であれば、一戸建ての住宅か、アパートのような共同住宅かは問わず、また事業を行う所に併設された住宅部分にも適用されます。



### 住宅用火災警報器とは？

住宅の壁や天井に設置することで、火災発生に伴う熱や煙を感知して「ブザー」や音声で知らせるもので、火災の早期発見に非常に役立ちます。電源は、電池式と家庭用電力（100ボルト）式があります。



### いつから設置が義務付けられますか？

- ・新築の一般住宅  
平成18年6月1日以降に着工するもの
- ・既存の一般住宅  
平成23年6月1日から設置が義務付けられます

### どこに設置するの？

就寝の用に供する居室＝寝室  
住宅の設計図に描かれた「寝室」だけでなく、「子供部屋」や、日中は「居間」として使用していても、夜間に就寝する部屋は含まれます。

## 市長日誌

2 / 16  
28

18日（土）川を活かし・川に活かされる地域を考えるシン

ポジウム「子供たちの心と体を培う川について語り合っ」に出席

20日（月）平成18年第3回北秋田市議会定例会

（議案説明、大綱質疑）

21日（火）平成18年第3回北秋田市議会定例会

（議案説明、大綱質疑）

23日（木）平成18年第3回北秋田市議会定例会

（一般質問初日）

24日（金）平成18年第3回北秋田市議会定例会

（一般質問2日目）

27日（月）平成18年第3回北秋田市議会定例会

（一般質問3日目）

豪雪対策本部会議に出席